



平成18年9月27日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号  
**比較 . c o m 株 式 会 社**  
代表取締役社長 渡邊 哲男  
(コード番号：2477 東証マザーズ)  
問い合わせ先 経営企画室長 岩館 徹  
電話 03-5447-6690

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年9月27日開催の取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、職務の執行が、法令、定款ならびに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築する。コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営企画室が全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。

また内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、各部署の職務執行に関するコンプライアンスの遵守状況等について監査し、その内容について代表取締役および監査役に報告する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、法令および社内規程に従い適切に保存・管理する。取締役、監査役および内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営企画室が行い、その実効性を確保する。

新たに生じた重要なリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、関連する社内規程に従い各機関を設置する。
- (2) 中期経営計画および単年度の経営計画に基づき、各部署において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業グループ全体における業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社を適切に管理する。

また、内部監査担当者は必要に応じて、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当者との協議の上、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。

また監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査役の同意を得た上で決定するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査役に対し、速やかに報告を行うものとする。

また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社および当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役および使用人ならびに監査法人に対して報告を求めることができることとする。

以 上